



▶ 都税事務所からのお知らせ

小規模非住宅用地の固定資産税・都市計画税を減免します（23区内）

東京都では、中小企業者等を税制面から支援するため、昨年度に引き続き、23区内の小規模非住宅用地に対する固定資産税・都市計画税について、平成27年度分の税額を2割減免します。

減免を受けるためには申請が必要です。ただし、前年度に減免を受けられた方で用途を変更していない方は、新たに申請する必要はありません。

詳しくは、お持ちの土地が所在する区にある都税事務所にお問い合わせください。

（大田都税事務所 03-3733-2411）

▶ 大森税務署からのお知らせ

消費税及び地方消費税の納税は期限内に

- ① 課税事業者の方は、期限内納付のための納税資金の積み立てをお願いします。
- ② インターネットにアクセスできるパソコンをお持ちの方は、金融機関等での納付に代えて、電子納税、ダイレクト納付ができます。
- ③ また、個人事業者の方は、金融機関の預貯金口座から引き落としにより納付ができる振替納税ができます。

詳しくは、大森税務署（03-3755-2111）にお問い合わせいただくか、  
 国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp>）をご覧ください。

「減価償却計算表」ご送付の案内

減価償却資産を既にご登録いただいております会員の方には、11月末～12月初旬に郵送にて、平成27年分確定申告用減価償却計算表をお送りさせていただきます。昨年のデータを元に作成しておりますが、お手元に届きましたら必ずご確認のほど宜しくお願い致します。

以下の事項にあてはまる方は領収書等を申告会にお持ちいただくかFAXでお送りくださいますようお願いいたします。

10月31日までに本年分新規追加、削除、変更等を行った場合  
 →修正事項を反映した「平成27年分減価償却計算表」を郵送させていただきます。

11月1日以降に減価償却資産の新規登録を行った場合  
 →訂正などについては随時行なってまいります。郵送でのお届けは出来かねますので予めご了承下さい。但しFAXでお送りすることはできます。

- ・10万円を超える金額の資産を購入した場合
- ・20万円を超える修繕を行った場合
- ・資産を除却、廃棄した場合
- ・車を買替えた場合
- ・その他減価償却資産に変更のあった方

青色申告会 FAX番号  
 03-3773-6388

秋季会勢拡大運動開催中！！

～新規入会者の方をご紹介下さい～

只今、秋季会勢拡大運動を開催中です。ご親族の方やご近所の方、ご友人やお知り合い等で新規に事業を始められ、帳簿記入や申告納税でお困りの方をご存じありませんか？もし、お近くにそのような方がいらっしゃいましたら、是非、大森青色申告会をご紹介下さい。詳しくは事務局又は担当役員までご連絡ください。（TEL3771-8859）

会員紹介カード

このカードをお持ちの方をご紹介しますので、青色申告制度や申告会内容について説明してください。

【紹介特典1】H27/11/30までにご入会いただくと会費がH27/12月分まで免除

【紹介特典2】入会金6000円を免除します（期間制限なし）

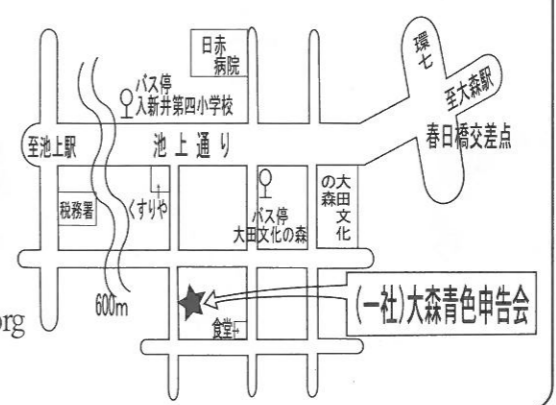
支部 \_\_\_\_\_ 会員名 \_\_\_\_\_



一般社団法人大森青色申告会  
 大田区中央3-10-18 電話 03(3771)8859  
 個人事業主の良きパートナーとして Fax 03(3773)6388  
 力になります 記帳指導・決算指導 申告指導・融資・団体保険・レクリエーション・その他 E-mail aoiro-o@nifty.com

一般社団法人 大森青色申告会

責任者 会長 九頭見義雄  
 大田区中央3丁目10-18  
 TEL: 03 (3771) 8859  
 FAX: 03 (3773) 6388  
 URL: <http://www.oomori-airo.org>  
 Eメール: aoiro-o@nifty.com



譲渡（土地建物・株式等の売買）所得に係る指導について

☆土地建物の売買で譲渡所得があった場合は事前相談が必要です。

事前指導（譲渡があった日からその年の12月25日までの期間）を受けていない場合は、確定申告指導期間での対応ができなくなります。譲渡した日が年末などで事前指導が受けられない場合等は添付書類を揃え税務署で「譲渡所得の内訳書」を記入の上お持ちください。「譲渡所得の内訳書」がない場合は申告会で申告書をお預かりすることができません。

☆株式等の売買で譲渡所得があった場合は「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」をご自身で作成していただくことが必要となります。

「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の記入がない場合は申告会で申告書をお預かりすることができません。

無料法律相談日	十月二十八日（木）
無料保険相談日	十月二十五日（木）
予約制 事務局に申込み 午後二時から 30分	十一月五日（木）

# 第四回定時総会開催

一般社団法人大森青色申告会第四回定時総会が、平成二十七年八月三十一日(月)午後四時より、大田文化の森五階多目的室において、ご来賓に大森事務所北井署長様並びに関係官庁・各友誼団体より多数のご臨席を賜り開催された。瀬山総務組織副委員長の司会により、「正会員数は二五二名(八月三十一日現在)の内、出席いただいた会員一七二名(内委任状による出席が一六五八名)となり、過半数を満たしており本総会は成立する」との定足数報告があった。次に、議案審議に移るにあたり定款により会長がその任に当たることとなっている旨の説明があり、九頭見会長が議長席に着いた。

第一号議案「議事録署名人選出に関する件」について、新井宿支部瀬山光一氏、新井宿支部中里勝氏の二名が選出され承認された。

第二号議案「平成二十六年事業報告承認の件」について、大久保副会長が報告を行った。第三号議案「平成二十六年度収支報告監査報告承認の件」について、井上副会長が「収支報告」を、鳥越監事が「監査報告」を行った。ここで、第二号議案及び第三号議案について採決が行われ、賛成多数で、可決承認された。

続いて、「平成二十七年事業計画」「平成二十七年年度収支予算」「公益目的支出計画実施報告並びに実施完了確認請求と監査報告」について、斉藤事務次長より報告があった。



第3号議案 平成26年度事業報告承認の件

平成26年度 収支計算書(総括)

平成26年7月1日～平成27年6月30日

収入の部		支出の部	
	決算額		決算額
1 会費等収入	59,217,500	1 事業費	45,337,322
2 指導料収入	1,033,000	2 総会・会議費	1,622,742
3 図書等頒布収入	103,500	3 管理費	16,195,310
4 共済等手数料収入	8,501,215	4 法人税・住民税	70,000
5 その他収入	1,713,951	5 消費税	0
Ⅰ 事業活動収入合計	70,569,166	Ⅰ 事業活動支出合計	63,225,374
Ⅱ 投資活動収入	0	Ⅱ 投資活動支出	5,462,024
Ⅲ 財務活動収入	0	Ⅲ 財務活動支出	0
		Ⅳ 予備費支出	0
		当期収支差額	0
前期繰越収支差額	11,052,009	次期繰越収支差額	12,933,777
収入合計	81,621,175	支出合計	81,621,175

貸借対照表

平成27年7月1日～平成28年6月30日現在

資産の部		負債の部	
	金額		金額
1 流動資産	15,354,847	1 流動負債	2,085,220
2 固定資産	152,614,461	2 固定負債	14,559,158
特定預金	(40,080,837)	退職給付負債	(14,559,158)
その他固定資産	(112,553,624)		
資産合計	167,969,108	負債合計	16,644,378
		1-一般正味財産	151,324,730
資産合計	167,969,108	負債・正味財産合計	167,969,108

平成27年度 収支予算

平成27年7月1日～平成28年6月30日

収入の部		支出の部	
	予算額		予算額
① 会費等収入	59,560,000	① 事業費	55,197,400
② 指導料収入	780,000	② 総会・会議費	2,500,000
③ 図書等頒布収入	110,000	③ 管理費	19,982,000
④ 共済等手数料収入	8,070,000	④ 法人税・住民税	200,000
⑤ 雑収入	20,000	⑤ 消費税	0
⑥ その他収入	565,000	⑥ その他	0
Ⅰ 事業活動収入合計	69,105,000	Ⅰ 事業活動支出合計	77,879,400
Ⅱ 投資活動収入	0	Ⅱ 投資活動支出	3,510,000
Ⅲ 財務活動収入	0	Ⅲ 財務活動支出	0
		Ⅳ 予備費支出	649,317
当期収入合計	69,105,000	当期支出合計	82,038,717
前期繰越収支差額	12,933,777	次期繰越収支差額	0
収入合計	82,038,777	支出合計	82,038,777

次に、勸奨強化月間における会勢拡大表彰が行われ大森西支部、池上支部が表彰された。さらに青色申告制度施行・青色申告会結成六十五周年にあたり申告会を長年支えてくれた八十二名の役員の方々に全国青色申告会総連合会長より感謝状が贈られた。

次に、来賓祝辞を賜り、最後に加藤総務組織副委員長が閉会の辞を行い、定時総会をすべて終了した。

第二議案「平成二十六年事業報告承認の件」

一 定時総会の概要

(一) 定時総会の開催 平成二十六年八月二十五日

(二) 指導相談業務に関する事項

(三) 税を中心とした事業

(四) 税を考慮する週間、記帳確認個別指導、消費税個別指導、源泉所得税個別指導、白色申告者記帳説明会、受託した指導業務

(五) e-Taxの普及と周知

(六) 決算申告期の指導

(七) 税制改正要望に関する事業

(八) 研修会等の事業

(九) 会勢拡大に関する事項

(十) 会勢拡大運動

(十一) 立て看板の設置、青色コーナー活動、ホームページによる青色申告制度の紹介

(十二) 青色勸奨協議会と研修会の開催

(十三) 青色推進広報活動

(十四) 青色推進委員会の研修会と反省会

(十五) 広報活動

四 中期における財政及び事業の検討に関する事項

## 平成二十七年事業計画

【会勢拡大に関する事項】

平成二十七年より五か年計画は平成三十二年六月三十日現在に「会員数三〇〇〇名突破」とし、会勢拡大運動並びに青色コーナーにおける入会獲得が目標に向かって活動できるように支部役員並びに各委員会委員が一丸となり実施します。

「税を考慮する週間」、「記帳における入札事業」(役員による立て看板の設置)「HPによる勸奨」(確定申告期の広告)の活動など、「毎年行っている継続した運動」が成果としてあらわれてきていること、並びに大森事務所との協力による「青色コーナー」の設置個所の増強は今後の青色申告会の勸奨活動に重要な要素となっていくことが期待できます。

この「毎年行っている継続した運動」を基礎とし今後五年間は目標を達成すべく活動を行うものとし、

【指導相談業務に関する事項】

当会の活動の基本である「記帳」に重点を置き、会員への指導においては複式簿記での記帳による青色申告特別控除の利用者を増やし、地域納税者の記帳水準の高揚に資すること、並びに公益事業の一環として行う白色申告者への記帳に向けた意識の醸成を図ることを中心とし、偏ることのない指導となるよう十分に検討したうえで指導計画を実施していきます。また、これまで会員数が減少していく中で利用率の増加を踏まえた上での指導計画が急務となります。

また、マイナンバー制の導入による電子申告や源泉税の告知や指導方法については、税務行政との連携を図り混乱を招かぬよう告知をしていきます。

## 【中期における財政及び事業の検討に関する事項】

会勢拡大運動での五か年計画に基づき、財政基盤の見直しを行い、五か年計画が順調でなかった場合には再度検討を行うこととなりますが、昨年度の懸念事項である当会の会員指導における利用率は、年々上昇傾向にあり、五か年計画による会員増強運動による成果があった場合にも利用率の上昇が見込まれるので、再度検討が必要となります。

五か年計画の最終年は「東京オリンピック」ならびに「青色申告会結成七十周年」の記念すべき年でもあり、達成するための意識の醸成をどう図っていくか検討し、昨年から行っている青色申告会館の耐震構造検査の結果と、財政及び今後の事業について、中長期にわたる検討を行ってまいります。

## 事務局からのお知らせ

平成26年分の課税売上高が1,000万円を超える事業者(又は、特定期間の課税売上高が1,000万円超の方は、平成28年度に消費税課税事業者となります。

上記の場合、「消費税課税事業者届出書」の提出が必要です。また、一般課税か簡易課税の選択も必要となりますので、本年中に申告会へお越しください。



「消費税届出」の巻

## マル経融資のご案内

安心して借りられる 国の融資制度です

◎ 小規模事業者経営改善資金 担保・保証人不要

融資限度額 二千万円

返済期間 運転資金 七年以内

設備資金 十年以内

年利 一・二五%

(九月九日現在)

支払った利息の30%を三年間大田区から補助されます。

【この融資限度額・返済期間の取扱は平成二八年三月三十一日の日本政策金融公庫受付分までです】

融資対象

- \* 従業員二十人以下(宿泊業・娯楽業を除く)商業サービス業五人以下の法人、個人事業主の方
- \* 商工会議所の経営指導を一定期間受けて事業改善に取り組み方
- \* 所得税・法人税・事業税・住民税を完納している方

◎ 経営上の悩み相談

窓口専門相談をご利用ください。

・法律相談 税務相談・労務相談 (予約制・無料)

\* 本相談は、経営に関する相談に限定しております。

\* 会員・非会員の方向問わずご利用できます。

◎ ご相談・お申し込みは

東京商工会議所大田支部まで

大田区南蒲田一―二〇―二〇

大田区産業プラザ五階

電話(三七三四)一六二一